

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(二次評定者)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
7. 法令遵守等	○ 工事事務等における減点		
	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	(-20点)	点
	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	(-15点)	点
	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	(-13点)	点
	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	(-10点)	点
	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	(-8点)	点
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	(-5点)	点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。 (不問で処分した案件・もらい事故や交通事故は含まない。)	(-3点)	点
	減点小計		点
	○ 総合評価による減点		
	措 置 内 容	点 数	
	<input type="checkbox"/> 1. 入札時(契約時)の技術提案を履行できなかった。また故意に履行しなかった場合。 【総合評価に係わる減点(-1~-20点) 総合表評価において提出された技術提案(施工提案)の1つでも守られない場合、技術提案について得た加算点を工事成績の減点とする。		点
	<p>① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex) 一括下請け、技術者の専任違反等。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16. その他 理由: 		